

政省令の制定改廃の状況

(令和4年6月16日～令和6年2月8日分)

令和6年2月8日
政策統括官(統計制度担当)

法令の題名	改正等の内容	公布年月日
福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(令和4年政令第218号)	法人の追加 統計法施行令(平成20年政令第334号)第1条に法人の追加を行うもの	R4.6.16
脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律施行令(令和5年政令第379号)	法人の追加 統計法施行令(平成20年政令第334号)第1条に法人の追加を行うもの	R5.12.27
金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(令和6年政令第22号)	法人の追加 統計法施行令(平成20年政令第334号)第1条に法人の追加を行うもの	R6.1.31

(注) 本表は、統計法(平成19年法律第53号)第45条の2の規定に基づき統計委員会の意見を聴かなければならないとされている政令の制定若しくは改廃の立案又は総務省令の制定若しくは改廃をしようとする場合のうち、同条ただし書に規定する「軽微な事項」に該当するものとして、統計委員会の意見を聴かなかったものを整理している。